

第8回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したものの
休眠預金等活用担当室

日 時：平成29年11月29日（水）10:00～11:30
場 所：中央合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
概 要：

<議事1 指定活用団体について>

○指定活用団体の業務及びガバナンス・コンプライアンスの論点等について事務局から説明した後、資料提出のあった委員及び専門委員より当該資料について説明。主な意見は以下のとおり。
なお、指定活用団体のガバナンス・コンプライアンスについては引き続き次回第9回審議会（12月15日）において議論することとなった。

- 「モニタリング」という言葉が意味するところが「進捗管理」なのか「監査」なのか、まず定義する必要がある。いずれにせよ各々を実施する部署は分かれている必要がある。
- 指定活用団体のコンプライアンス体制を実効性あるものにするために、内部通報に加えて、外からの通報を受け入れる意見申し立て窓口を外部の委員を含む業務監査委員会に設置すべきである。
- 社会の諸課題は、一般国民に認知されないと課題として認識されないため、指定活用団体が中心となってそうした課題の調査・発掘及び発信を積極的に行う役割を担っていくことが重要である。
- 指定活用団体の使命は、イノベーションを先導して新しいものを生み出していくことなので、コンプライアンス・ガバナンス部門が極端に肥大化するのは本末転倒である。
- 指定活用団体は、制度全体の評価を行い、その成果を国民に対し広報していくことこそが最も重要であり、このような本来重要でありながら評価されにくい分野にも必要な財源が確保されるようにすべきである。

<議事2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割及び期待される機能について>

○資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割及び期待される機能について事務局から説明。主な意見は以下のとおり。

- 伴走型支援のためのコストをどのように休眠預金の活用に組み入れるのかということをし、きちんと議論していく必要がある。
- 経営支援は団体自身のためでなく、あくまで社会の諸課題を解決するためのサービスが必要としている国民に安定的に提供されることを目的とすべきである。
- 休眠預金はリスクの高い部分も取るという議論があったが、どこまでリスクを取るのかわからないので、論理構成を含めしっかり詰めておいた方がよい。